

「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対する意見

項目	意見
<p>(2ページ)</p> <p>Ⅲ. 現時点の総務省の考え方</p> <p>(2) ガイドラインに照らした検討</p> <p>1. 法第15条の目的達成に資すること</p> <p>(2) 市場の競争を阻害しないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の考え方では、「インターネット上のコンテンツ配信市場が拡大する中、変更案によるインターネット活用業務の実施によって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく、また、現行の実施基準第9条に基づき、協会の会長の諮問機関として設置されるインターネット活用業務審査・評価委員会から、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等の業務の適切性を確保する観点による見解を求めることとされていることも勘案すれば、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低い」と結論付けています。 ● しかし、NHKは受信料を財源とする特殊法人である以上、民間事業者が収支を勘案しながら競争を行っているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争に影響を及ぼすリスクをはらんでいます。 ● NHKのインターネット活用業務が市場の競争に与える影響については、NHK自身が不断に検証することが重要ですが、総務省におかれても、民間事業者の意見を十分に汲み取り、精緻に検証いただくことを要望します。
<p>(8ページ)</p> <p>Ⅲ. 現時点の総務省の考え方</p> <p>(2) ガイドラインに照らした検討</p> <p>4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと</p> <p>(1) 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当連盟は「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」を2018年10月に公表し、抑制的な事業運営のひとつの目安としてNHK自身が示した受信料収入2.5%上限を維持し、現状の事業規模からはじめるよう求めました。 ● 今回の変更案では、費用の上限について「受信料収入の2.5%」に代えて「年額200億円を超えないもの」とするとともに、2021年度から2023年度までの実施に要する費用の見通し総額を189億円から192億円と示しています。 ● 各民放事業者の売上規模を鑑みれば、今回示された費用の見通し総額であっても決して少ない額ではありません。NHKは、自ら示した各年度の費用の見通し総額を超えることがないように、これまで以上に費用の抑制管理に努めるべきです。 ● その観点から、総務省の考え方が「算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、各年度の見通し総額を上回るようになった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかとすること」と指摘していることは重要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用の抑制管理が適切に実施されているか、NHK自身が不断に検証を行うとともに、外部から検証が可能となるよう、できる限りの情報公開が必要と考えます。 ● なお、総務省の考え方が、NHKが本年9月に意見募集を行った「NHKインターネット活用業務実施基準の変更素案」に関して、「放送法及びガイドライン（審査基準）に反するものであった」と指摘したことは適切です。 ● NHKが本年9月、放送法等の趣旨を十分に踏まえずに具体的な費用上限を定めない変更案を示し、意見募集に付したことは、意見募集を行う意義を没却するものであり、繰り返されるべきではありません。
<p>(16ページ) IV. 結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年額200億円を超えない」とした費用上限は、あくまで「上限」です。当然ですが、仮に今回の変更案が認可されたとしても、上限に達するまでNHKが野放図に費用を使えることを意味しません。NHKは、これまで以上に費用の抑制管理に努めるべきです。 ● その観点から、総務省が、認可の前提として「算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかとすること」との条件を付していますが、理由を明らかにすることだけでなく、理由が適切であり、超過額がその理由に照らして合理的な範囲に収まっていることも条件としていただくよう要望します。